

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

さくら市長

市町村名 (市町村コード)	さくら市 (9214)
地域名 (地域内農業集落名)	下河戸地区 ( 引田、新田、湯泉山、カニ沢、曾根田 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 15 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者の高齢化が進んでおり、後継者の目途がつかっていない。</li> <li>・担い手への農地集積があまり進んでいない。</li> <li>・区画が小さい圃場については、借り手が見つからない。</li> </ul>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

水田地帯においては、現状の経営品目についても水稲(水稲+その他)が主な品目となっている。今後も引き続き水稲を中心に作付けを行ってくとともに、担い手への農地集積・集約を進めていく。また、畑地帯においては、酪農、畜産および飼料作物等の生産が行われており、今後も耕畜連携を含めた農地利用を行っていく。
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	326 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	326 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。
---------------------------

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	※
貸し手が借り手を選択する際に、経営規模拡大を目指す農業者毎に面的集積が図れるよう配慮する。農業の生産効率の向上のため、受け手ごとに集落内で担当地域を設けて、貸付意向のあった農地を担当の受け手がスムーズに引き受けられるような仕組みを構築し、農地の集約化を図る。また、現在引き受けている農地を中心経営体が相互に交換することなども検討し、集約化に努める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	※
農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び農業委員と調整し、所有者の貸付意向に配慮する。	
(3) 基盤整備事業への取組方針	※
区画の整備のために、補助事業の活用を検討する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦担い手だけではなく、集落の農業者、土地の所有者一体となって農地の保全に取り組む。